

一般社団法人日本脳神経看護学会 学会認定脳神経看護師制度（仮称）に関するFAQ

皆様へ

平素より学会活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

かねてより準備を進めております、学会認定「日本脳神経看護学会認定脳神経看護師」（仮称）制度につきまして、進捗をご報告いたします。

本制度の設立にあたっては、まず会員の皆様からパブリックコメントを募集し、29名の方より臨床現場に即した貴重なご意見をいただきました。

その結果を踏まえ、2025年10月11日の社員総会及び2025年12月15日の理事会・社員総会において、理事・評議員の皆様により、本制度のカリキュラム案および規約案について活発な審議が行われました。

この度、全会員の皆様からいただいたパブリックコメントと、社員総会でのご意見・ご提案に基づき、現時点での制度概要をFAQ（よくあるご質問）の形式でまとめ、公開いたします。

本制度の規約承認に向けた臨時社員総会も予定しておりますが、それに先立ち、本資料が会員の皆様のご理解の一助となれば幸いです。

【制度の目的・応募について】

Q1. この学会認定資格の目的と、認定者の役割は何ですか？

A. 本制度は、脳神経看護分野において、優れた看護技術と知識を用いて質の高い看護を提供できる看護師を養成することを目的としています。認定者の役割は、(1)専門知識に基づく的確なアセスメントと看護の提供、(2)他の看護師への助言・コンサルテーション、(3)患者・家族のQOL向上のための多職種連携・協働です。

Q2. 応募（受講）資格を教えてください。

A. 以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 本学会の正会員であること
- (2) 日本国の看護師免許を有すること
- (3) 看護師免許取得後、実務経験が通算3年以上であること
- (4) 脳神経系の看護経験が1年以上であること

Q3. 非会員でも受講できますか？

A. いいえ。現行の規約案では、応募資格は「本学会正会員」に限定されています。

【カリキュラムの内容について】

Q4. 研修の全体像（時間、構成）を教えてください。

A. 研修は合計40時間で構成されています。内訳は、講義（ビデオ配信）、オンラインでのグループワーク（場面別看護）、事前・事後学習（自己学習）となります。

Q5. パブリックコメントを経て、カリキュラムはどのように改善されましたか？

A. 皆様のご意見を反映し、内容を強化することを検討しています。主な修正点は以下の通りです。

- 「症状別看護」に「遷延性意識障害」を追加
- 「高度な侵襲に伴う看護」に「脳室ドレナージ管理」を追加
- 「地域在宅支援」に「両立支援」を追加
- 「場面別看護（グループワーク）」の事例に「外傷性脳損傷後にてんかんを発症した患者」を追加

Q6. 脳卒中以外の疾患も学べますか？

A. はい。基礎講義として「脳腫瘍・認知症」を学びます。また、症状別看護や場面別看護では、高次脳機能障害、遷延性意識障害、てんかんなど、脳卒中に留まらない幅広い病態・症状への看護を学びます。

【費用・審査・更新について】

Q7. 費用はいくらかかりますか？

A. 細則の原案では、「研修費用 60,000 円」、「認定審査料 10,000 円」となっています。ただし、社員総会での「手続きを簡素化するため一本化してはどうか」というご意見を踏まえ、費用についても、ワーキンググループで最終調整中です。

Q8. 認定審査はどのように行われますか？

A. 認定審査は、当面年 1 回実施予定です。研修をすべて修了した上で申請し、認定審査委員会が審査を行います。評価方法の詳細は、今後決定する細則で明示されます。

Q9. 認定の有効期間と更新方法について教えてください。

A. 認定の有効期間は 5 年間で、5 年ごとの更新が必要です。更新要件（研修や学会参加など）は細則で定められます。社員総会での「院内での後輩指導なども評価すべき」とのご意見を受け、資格の形骸化を防ぐため、臨床現場での実践活動も評価に加える方向でワーキンググループが検討しています。

【その他】

Q10. 学会認定されたことを示すバッジなどはありますか？

A. 社員総会で「モチベーション向上や他職種へのアピールのため、認定バッジを作成してはどうか」というご提案がありました。予算等を考慮しつつ、学会のワーキンググループで前向きに検討を進めています。

Q11. 資格の停止など、不服申立ての手続きはありますか？

A. はい。規約案に定められています。資格の喪失や停止の決定に対し異議がある場合、通知から 30 日以内に書面で理事会に再審査を請求できます。理事が必要と認めた場合、「認定審査委員会」にて、再度審議を行うプロセスが設けられています。

Q12. 申し込み後の返金は可能ですか？

A. 研修費用については、細則の第 4 条 2 項に「一旦収められた受講料は返還しない」と明記されています。審査料も同様に「いかなる理由があっても返還しない」とされています。